

## 四街道市手数料条例の一部を改正する条例

四街道市手数料条例（平成元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表その2の項33の目中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に、同項34の目中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。